令和4年度 大崎市使用料·手数料見直U基本方針 策定概要

市民協働推准部政策課

見直し の経過

【平成19年度】 平成20年度版使用 料・手数料に関する 基本方針策定

【平成21~22年度】 ・基本方針に基づき 使用料等の改定施 行(平成21年度)

・基本方針に基づき 教育委員会所管分 施行(平成22年度)

【平成23年度~】 大崎市震災復興計 画により、東日本大 震災からの復興を 推進

【平成25年度】 消費税5%→8%に 伴う見直しは未実

【平成28年度~】 第2期大崎市行政 改革大綱(平成29 年3月), 第4次集中 改革プラン(平成29 年7月)において使 用料・手数料の見 直しを改善事項とし て位置づけ

【平成31年度 (令和元年度)】 ・基本方針に基づき 使用料等の改定施 行(消費税は8%で の算定)

【令和4年度】 使用料•手数料見 直し基本方針に基 づき、コロナ禍で見 送っていた料金の 改定について、全 般的な見直しを実

使用料・手数料の見直しの必要性

【見直しの要因】

- ①使用料等の適正化:前回から4年経過(基 本方針では3年毎に見直す予定)
- ②平成30年度から令和3年度の物価上昇率
- や消費税のコスト反映
- ③第5次集中改革プランの実行

【改定ポイント】

- ①平成30年度版見直し基本方針がベース
- ②計算方式は変更しない。(原価算定方式)
- ③消費税10%の適用(原価の更新)
- ④見直し後の物価上昇率1.3%の適用
- ⑤減免基準の統一(運用の徹底)

【実施時期】

- ①令和5年3月までに見直し作業実施
- ②令和5年10月施行を予定

令和4年度大崎市使用料·手数料見直U基本方針

1 見直しの基本的な考え方

3つのポイント ●原価算定方式の明確化 ●受益者負担の原則の徹底 ●減免基準の整理,統一化

2 見直しに関する基本手順

- (1)原価算定方式によるコスト計算
- (2)受益者負担の割合
- (3)改定上限率の設定
- (4)利用者区分の設定
- (5)減免範囲の設定
- (6)定期的な見直し

(3)改定上限率の設定:現行料金 50%以内を上限

(4)利用者区分の設定

- ①大人:1. 高校生:0.75. 小中学生:0.5. 幼児:0.25
- ②市民以外料金:2倍以内 ③入場料徴収のもの:3倍以内
- ④団体割引:2割 ⑤対象者外利用:2倍以内
- ⑥区分未満利用:5割まで

(5)減免範囲の設定 【免除】市の主催又は共催等 【減額(50%以内)】公共団体等の 事業. 教育目的の利用. 障がい 者等の利用, 社会教育関係団体 の目的達成事業

3 基本方針の運用

行政運営コストデータの把握、原価算定による悪循環の回避、使用料・手数料の料金決定の説明責任